

第1章 身体障害者手帳について

1 身体障害者手帳の意義

身体障害者手帳(以下「手帳」という。)は、身体障害者福祉法(以下「法」という。)の別表(P.3参照)に掲げる一定程度以上の障害を有する者に対して、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として市長が交付するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)による自立支援給付(①居宅介護(ホームヘルプ)や施設入所支援などの介護給付②車いす、義肢、補聴器などの補装具③ペースメーカー等の心臓手術、人工透析などの自立支援医療(更生医療)④共同生活援助(グループホーム)などの訓練等給付)や日常生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、頭部保護帽、ストマ用装具など)の給付・貸与については、すべて手帳の交付を受けていることがその前提となっています。

また、各種の福祉施策や、他の制度による福祉措置(税の控除・減免、JR運賃の割引など)についても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

なお、障害の評価については、身体障害者福祉法のほか国民年金法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法などで障害の等級が規定されていますが、その障害程度はそれぞれ異なっており一致していませんので、注意が必要です。

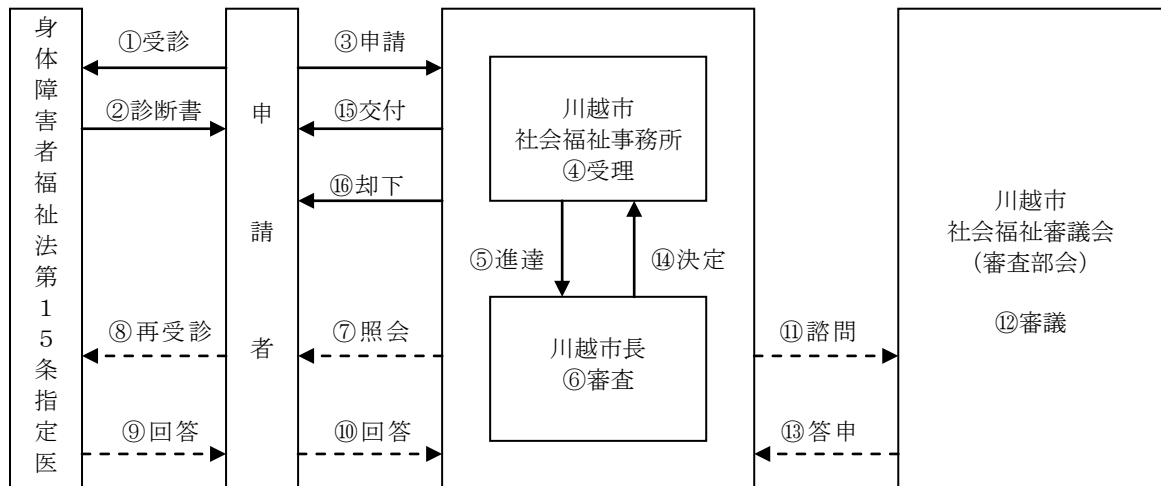
2 身体障害者手帳の交付申請

身体に障害のある者は、法第15条第1項に規定する指定医師の診断書を添えて、福祉事務所(障害者福祉課)を経由して、市長に手帳の交付申請をすることができます。

なお、本人が15歳未満の児童については、その保護者が代わって申請するものとしています。

申請書の提出を受けた市長が、診断書に基づいて障害程度を審査した結果、その障害が法別表に該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付します。また、法別表に該当しないと認めたときは、理由を附してその旨を申請者に通知することになっています。

障害者福祉課



- * 川越市社会福祉審議会に諮問するものは、
 ア 認定が困難な場合
 イ 却下相当の場合（法別表に該当しないもの、又は障害程度等級に変更のないもの）
 となります。

〔提出書類〕 身体障害者手帳交付等申請書 1 通
 指定医師の診断書 1 通
 写真(たて4 cm、よこ3 cm) 2 枚

〔提出先〕 障害者福祉課

3 身体障害者の範囲

身体障害者の範囲は法別表によって以下のとおり定められ、また、各障害区分毎の等級は法施行規則別表第5号によって次頁のとおり定められています。

(法別表)

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
 - 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害※で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※ 政令で定める障害

- 1 ぼうこう又は直腸の機能の障害
- 2 小腸の機能の障害
- 3 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- 4 肝臓の機能の障害

4 身体障害者障害程度等級表（法施行規則別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.1上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.1上肢の機能の著しい障害 4.1上肢のすべての指を欠くもの 5.1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.1下肢の機能を全廃したもの
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4.1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.1下肢の機能の著しい障害 5.1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3.1上肢のおや指を欠くもの 4.1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	1.1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2.1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1.1上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1.1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.1下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1.1上肢の機能の軽度の障害 2.1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3.1上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5.1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.1下肢の機能の軽度の障害 3.1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4.1下肢のすべての指を欠くもの 5.1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。					

肢体不自由			内部機能障害						
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の周りの日常生活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活動がほとんど不可能なもの
1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がるものが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活動が著しく制限されるものを除く。）
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活動に支障のあるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

このページは、編集上の都合により
意図的に余白としています。